

物 品 売 買 契 約 書

売出人 四国中央市長 篠原 実（以下「甲」という。）と買受人 _____
（以下「乙」という。）とは、以下の条項により四国中央市有物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を金_____円
うち取引に係る消費税額（10%対象）_____円）をもって乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

物品番号	物品名	数 量	摘 要
K-1	ブルドーザ	1台	別紙のとおり

（契約保証金）

第3条 乙は、契約金額の100分の10以上の額から契約保証金に充当する入札保証金を控除した額を契約保証金として納付しなければならない。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金額を、甲の発行する納入通知書により、契約締結日から14日以内にその指定する場所において、甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 乙が第1項に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属するものとする。

（所有権の移転等）

第5条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項により売買物品の所有権が移転した後すみやかに、車体に表記された市の名称等を完全に抹消するものとし、作業前及び作業後の写真を撮影し、令和7年3月31日（月）までに甲へ提出しなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

（売買物品の引渡し）

第6条 甲は、売買物品の所有権が移転した日から起算して7日以内に両者の定める日に、当該物品を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は、当該物品の受取書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物品の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(引受け遅延の承認)

第7条 乙は、売買物品の引受けについて、天災その他正当な理由により引受け遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を甲に届けて延期の承認を受けるものとする。

(危険負担等)

第8条 乙は、この契約締結の時から売買物品の所有権移転の時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできる事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡の時までにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 乙は、この契約締結後売買物品の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲) 売 払 人 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市長 篠 原 実

乙) 買 受 人 住 所.....
氏 名.....

別紙

車 名	キャタピラージャパン ブルドーザ
年 式	2 0 1 0 年
車 両 番 号	なし
型 式	D 6 K L G P
乗 車 定 員	1 人
長さ×幅×高さ (mm)	4980 × 3360 × 2985
使 用 燃 料	軽油
稼 働 時 間 (令和6年12月時点)	6, 4 3 8時間 (小数点以下切り捨て)